

福祉教育委員会

令和4年9月26日（月）

午前9時59分～午後3時56分

議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員、山下明子委員

【欠席委員】川崎健二委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・保健福祉部 大城保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

・付託議案について

○村岡委員長

皆さんおはようございます。ただいまより福祉教育委員会を開催いたします。

本日、川崎委員より欠席の旨のお申出が出ておりますので、お伝えしておきます。

それでは初めに、22日の委員会で、高齢者・障がい者支援クーポン券支給事業に関し、執行部に検討を求めていた件について、執行部に説明を求めます。

○大城保健福祉部長

おはようございます。金曜日に福祉教育委員会からの意向、これはクーポン券支給よりも現金支給ということで提案いただきました。執行部としまして、その趣旨を尊重しまして、現金支給の方法を検討していきたいと考えております。今後、執行部のほうで組織の体制ですね、それから、予算の組替え等が必要になりますので、支給の手續、それから、支給のスケジュールなどは、議会、研究会のほうに随時相談しながら、速やかに支給を行っていきたいと考えております。以上です。

○村岡委員長

では、ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

現金支給を検討するというところで、よかったなと思っておりますが、最初の一連の説明の中で、クーポンの場合の8,800万円のいろいろな事務経費が、現金支給の場合は7,700万円ぐらいになるだろうと見られているということだったんですが、これはさらに圧縮される見込みがあると考えてもいいのか。つまり広報とか、何かのやり方が変わってくるのかなとか、届かなかった方に対する対応だとかということがなくなる部分があるのかなと思っ

たり、口座振込だったら確認が必要だということもおっしゃっていましたが、そこら辺との関係で、いろいろ細かいことは変わってくるかもしれないんですが、大体大まかな考え方としてはどういうことが想定されるか、御説明いただければと思います。

○大城保健福祉部長

現金支給につきましては、今後検討していくということで、細かな詰めまでは行っておりません。もちろん経費については、概算で1,100万円ほど少なくなるということでしたが、それは今後委託とか、人件費ですとか、そういった部分で、なるべく必要最小限の経費にとどめていきたいとは思っております。

それから、届かなかった方への対応としましては、これまで10万円の給付とかいろいろやっておりますので、そういったやり方を参考に、そこは届くような形で、我々としてはやりたいというふうに考えております。以上です。

○川副委員

今後、現金支給を検討されて、後ほど委員研究会のほうで報告するということが言われましたけど、ある程度大まかな計画というか、日程の計画等が今打ち出される、可能であれば聞いておきたいなと思いますけど。

○大城保健福祉部長

まだ細かなスケジュールは決まっておられませんけれども、議会の承認が下りましたらシステムを変更して、まずは対象者のリストを作成します。対象者のリストができて口座振込しますので、口座振込の確認書というのを対象者のほうに郵送します。郵送した後に、本人のほうにその口座の記載をしていただくか、あるいは今現在ある口座に振り込むか、そこを市役所のほうに返していただきます。それで、その口座が出納室のほうに行きまして、正しければそこで振り込むというような形になります。

その期間がシステム改修から振込までということで、まだはっきりはしていません。クーポン券の場合は、12月のクリスマスぐらいまでには振り込むと言っておりましたけれども、その時期と同時期ぐらいにはですね、もちろんそこまでには振り込めると考えております。以上です。

○村岡委員長

そのほか、御質疑のある委員の方。

○西岡真一副委員長

以前に、この予算に関しましては市長から、クーポン券の支給を行うという発表がされていたと思います。これに関する修正とかも必要になってくると思いますけれども、それはどのような取組をされるでしょうか。

○大城保健福祉部長

記者会見のほうで、クーポンということで新聞の記事にもなったかと思っておりますので、その分については、こちらの考え方がまとまった時点で皆さん方にお知らせしたいと思って

おります。方法については、まだ決めておりません。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑、委員の皆様からお受けいたしますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに質疑もないようですので、一旦執行部の職員の方は退室されて結構でございます。ただ、これから採決に当たりまして協議に入りますので、またその中で必要な点を確認する点が出てきた場合は御対応いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

◎執行部退室

○村岡委員長

では、委員の皆様にお諮りいたします。ただいま執行部のほうより説明がありまして、皆様のほうからは御質疑なしということでございました。ただ、事業内容については変更点も出ている点がございますので、本来であればこれから採決というような形になるのですが、会派のほうに持ち帰って検討する、検討とか、まず報告していただくことが必要かなというふうに思いますけれども、ここで暫時休憩を取らせていただいでよろしいでしょうか。

皆さん、会派への周知、また説明については、どれくらいお時間を取ればよろしいでしょうか。恐らくほとんど終わっているかなとは思いますが。あくまで暫時休憩ですけど、目安として再開の時間を。自民党、いかがですか。

(発言する者あり)

じゃ、10時半に再開したいと思いますので。

では、暫時休憩いたします。

◎午前10時07分～午前10時30分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

それでは、採決に入りますけれども、各会派、整っていますでしょうか。

○松永憲明委員

最終的には、先ほどの案件について、もっとやっぱり検討したいという意見があって、意見としては一旦否決すべきではないかという意見まで出てきました。そういったことを含めまして、今後の対応を含めて、もう一時間ほど会派で話し合いしたいということになりましたので、そういうふうにお願したいと思います。

○村岡委員長

ただいま松永憲明委員より、再度1時間休憩を取って会派のほうに持ち帰りたいという申出がありましたけれども、皆さん、再度休憩を取らせていただいでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、一応1時間としていただきましたので、再開を11時半からさせていただきたいというふうに思います。

再度休憩に入ります。

◎午前10時31分～午前11時30分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

休憩前に、採決に伴う検討をとということで、再度、会派のほうに持ち帰りたいということで松永憲明委員より御意見がありまして、休憩を取らせていただきました。その後、採決に当たって調われましたでしょうか。

○松永憲明委員

実はいろいろまだ意見がありまして、調べてはいないんです。どういった意見が出たかということ等で申し上げておきたいんですが、まず事業名そのもの、名称そのものを変更すべきではないかということですね。ですから、そういった内容なのに附帯決議だけで済むのかという意見がかなり強く出ました。つまり修正すべきではないかということなんですよ。

それから、原案の予算のままで執行部が変えることが可能なのか、款項目のそれぞれ予算額が明示されている中で、果たして簡単に変えることが可能なのかということなんです。

それから、現金給付の方法というものを早急に検討すべきであるわけですが、いつまでに決めていくか、このスケジュール、そういったものはどういうふうになっているのか、これは執行部に尋ねたいということでもあります。

それからもう一つは、市民への事業内容変更の周知、もう既に記者レクが行われて、市長が発表して、新聞報道等もなされているわけではありますが、この事業内容を変更するわけですから、その周知を早急にすべきであると思うわけですね。ですが、いつまでにそういったものを決めていくのかというスケジュールですね、そういうものがまだはっきりしていないということで、執行部側にそういったものを問いただすべきではないかという意見が出されております。附帯決議で委員会ですとすれば、我々としては納得できるものであればそれはいいんですけれども、やっぱり持ち帰って、また協議させていただきたいなと思うんです。もし、そういうことになればですね。基本的には、やっぱり早急に修正すべきではないかというように思っているところです。

○村岡委員長

今、松永憲明委員より御意見がありました。少し整理しますと、まずはクーポン事業から現金支給の方法をとるということで、いわゆるクーポン券の支給という事業名から現金になるといったような事業名の変更の部分、それと、原案のままで通った場合、内容と、クーポン支給と現金支給という違った方法になることについて、いわゆる執行するに当

たつてのそごがないのかどうかという点、それと、現金給付をするに当たつての方法の検討等も必要ですけれども、実際、その方法をどのように決定するのか、決定をいつまでにやるのかといったようなスケジュールの部分、それと、4点目として、もう既に市民等に広報されている部分について、この変更修正というのは早急にする必要があるという考えの下、それをどういったスケジュールで考えておられるのかといったような部分を、採決に当たつてはこの点をクリアにしたいという御意見だったかと思ひます。

では、ほかに皆さんのほうから、この点については執行部に待機してもらつていますので、確認することは可能だと思ひます。ただ、内容をお伝えして答えをいただくまでの時間というのも当然必要になってまいります。あと、せつかく執行部を呼びますので、再度確認されたいこと等あれば。

○福井委員

2点ですね。まず1点は、部長の発言の中に現金のほうでというような表現をされたので、現金でということを確認させていただきたいというのが1点。

あとは、要するに私の考えの中では、これで附帯決議をつけて現金給付ということになってきたときに、その執行に当たつての、先ほどの松永憲明委員とちよつとかぶるかもしれませんが、款項目のその辺の扱いについて、執行部の基本的な考え方というのはどうなのかということを確認させていただきたい。この2点です。

○村岡委員長

では、福井委員のほうからは、改めて現金給付という部分での確たる発言なのかどうかというような部分、それと、松永憲明委員も御指摘ありました、今の扱いのまま支給をクーポンから現金に変えることということについて問題がないのかどうかと、その扱いについてという、いわゆる法的な部分ですかね、そういったところの確認を取りたいというような御意見だったかと思ひます。あと、ほかに委員の皆さんから。

○山下委員

これは質問というよりか、これまでの流れとの関係での発言なんです、最初の執行部の説明に対する質疑の中で、どういうスケジュールでやるのかとか、名称が変わつたり、市長がああやつて発言しているわけだから、どうやつて表明するのかという副委員長からの質疑があつたりしたのに対して、部長はある程度答えてあるわけですね。

だから、もうちよつと細かいところを聞きたいという点での福井委員の申出だし、私ももうちよつと細かいところを聞きたいというのはあるんですが、ただ、これは聞かれていたことに対して答えもあり、前半のところに対して、特にそれ以上はなしと言われているのに同じことでまた聞かれるというのが何か不思議なところがあつてですね。できれば、会派の方でいろいろ御意見をお持ちの方には傍聴に来ていただくように、余計な言い方かもしれんけど、直接聞いてもらつて、せつかくだから認識を共有しながらやつていかないと、一々持ち帰りしていると委員も大変でしょうからね、御意見をお持ちの方はぜひ

ひ来てくださいとおっしゃっていただいたほうがいいのではないかなと思います。

○村岡委員長

傍聴は自由なので、それこそ興味——興味というか、関心があればというような部分にはなるので。ただ、今やっているのが福祉教育委員会だけしかやっていませんので、再開の時間はその都度報告はしてもらっていますので。ありがとうございます。

では、こういった点、項目が複数にまたがりますので、執行部に内容をまずお伝えしてお答えをいただくというような部分でいうと、今の時間からですと、確実にお昼を回ってしまうかなと思いますので、これからコンタクトを取るんですが、ひとまず再開は午後からということによろしいですか。

(発言する者あり)

では、一旦1時で予定します。ただ、執行部から何時までにというふうに具体的に提示があれば、その点については事務局に回ってもらって、再開の時間は変更させていただきますので、一旦1時に再開するというので、休憩に入らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

◎午前11時39分～午後0時59分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

休憩前に委員のほうより確認事項を提示していただきました。この点につきまして執行部の説明を求めます。

○大城保健福祉部長

まず、現金支給についてはこちらの方向で進めるということで、私の説明がちょっとぼやけていたかと思いますが、そこは現金支給ということでやります。

まず、質問の中であった部分が、このクーポンの事業名を変更すべきではないか、そして款項目節、これの金額も修正すべきではないかというような意見がございました。それで、今回のクーポンを現金支給にするに当たりましては、この事項別明細、御存じのとおり予算の説明書ですね。こちらのほうの変更をすることになります。

それで、この事項別明細につきましては、クーポン事業という形で記載しているんですが、基本的には目と節の金額がずっと書いてあります。この分の変更につきましては、これは行政実例によりますと、基本的には執行科目ということになっております。執行部の範疇で変更するものというようなことになっております。基本的には、議案審査していただくときは、この事項別明細と予算の議案書をセットに説明して、それで承認いただくんですが、自治法上は、この款項目節でいいますと款と項ですね、この部分が議決科目、そして、目と節、これについては執行科目というようなことで区分されております。

今回、現段階で質問がありました現金給付した場合、1,100万円ほどの事務費の軽減になるというようなことを言うておりましたけれども、これはまだ正確な積み上げはしてい

るものではありませんので、これは今の段階で修正というようなことは難しいというふうな考え方をしております。この現金支給の詳細の制度がある程度決まった段階で、執行部のほうで事業名の修正、それから、予算額の修正を行いたいというふうに考えております。

続きまして、支給のスケジュールと、今回、現金支給にした場合、この制度設計が決まってくるんですけども、これをいつ議会のほうに報告するのかということになります。まず、支給のスケジュールについては、すみませんが、これはまだはっきりはしていません。令和2年に1人当たり10万円給付した事例を参考に申し上げます。

この10万円のときは、5月の頭に専決処分という形で予算を計上しております。それで、5月15日から18日までの間に、10万世帯に確認書をお送りしています。この15日間の間にシステムの改修と、要するに、リストの打ち出しですね。それから、委託業者に頼みますので、委託業者で窓空き封筒で郵送する準備まで行ったのが5月の中旬までぐらいということになります。それで、各家庭に10万件送りしましたので、それがこの返信用封筒で返ってきます。返信用封筒で返ってきて、これは最初は多いんですけども、結構長い期間ずっと戻ってきますので、結構時間的にはかかったんですけども、5月15日に送って、1か月後の6月の半ばですね、中旬、この期間までには約8割の世帯を支給しているというような状況でございます。

ですから、このスケジュールでいくと、11月中にはある程度の振込ができることとなりますけれども、前回の10万円のときは国の制度の中で実施したということで、郵送する確認書ですとか、そういったのがある程度様式が決まっていたんですよ。でも、今回の場合は市でその分全部決めていかなければいけないということになりますので、幾つかまだハードルが残されています。その分を含めても12月の中旬ぐらいまでには、先ほど午前中もお答えしましたけれども、振込はできるというふうに考えております。

それから、この制度ですね、これが決まった段階で、議会のほうにある程度の報告を、詳細を示さなければいけないということになります。これは我々もいち早く示さないで、そこからの段取りができませんので、なるべく早く議会のほうには研究会等で示したいと思っております。実際、10月の中旬までには示したいと。もちろん、これより早く決まれば、これより早く示したいと。その中でスケジュール、それから支給の手続ですね、こういったものをお示ししたいというふうに思っております。

それから、次、広報になります。実は10月1日号の市報に、我々の保健福祉部としては広報、クーポン券は載せておりませんでしたけれども、既に市長の記者会見の部分で、高齢者と障がい者に5,000円クーポンということで載っています。もう配られていますので、ここがちょっと訂正というか、そういった形はしなければいけないと思っています。

通常、現金支給につきましては、佐賀新聞とか、ぶらざとか、これは周知をするわけですけども、市長が一旦記者会見で言うておりますので、何らかの形で、この制度が固まった段階でお知らせする方法を考えないといけないかなというふうには思っております。

特に高齢者と障がい者の方は現金のほうで、個人的には喜ばれるかと思えますけれども、お店とか事業所ですね、こちらのほうは待っていたのに何でかというようなことがありますので、できるだけ早くそういった制度をですね、変わりましたということをお知らせしたいと思っております。

議員の皆さん、とにかく、いつまでに、どうしてするのかということ聞かれますけれども、今の段階では、あんまり詳しい内容は、本当ははっきり言って決まっていません。これから至急詰めていくというような状況でございます。以上でございます。

○村岡委員長

それでは、ただいま執行部から説明がありました点について、委員の皆様から御質疑をお受けしたいと思います。御質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

初めのほうで言われました款項目について、目と節は執行科目であるということは分かりました。今の段階で修正していくということは、今すぐはちょっと無理だということですよ。ある程度決まった段階でというお話でしたけれども、これはいつ頃になりそうですか。

○大城保健福祉部長

先ほど、制度が固まった段階でなるべく早く議会のほうに説明すると言いましたけれども、その日程が10月の中旬までということを行いましたので、決まれば、できるだけそれより早くしたいと思っております。ただ、これは業者とまた交渉とかいろいろありますので、その辺りで時間を少し要するかも分かりません。

○松永憲明委員

そうすると、この委員会への報告というのは、早ければ10月中旬というように見込んでよいということですね。——それは分かりました。

そうすると、振込と最終的に決めて、11月の中旬頃には振込が可能ということでしょうか。

○大城保健福祉部長

私が今説明したのは、令和2年に10万円の支給を行っております。そのスケジュール感をもって、今回の5,000円の現金支給をした場合ということで、10月の中旬とかそういった形になるだろうけれども、今の段階では、システム改修とか情報の問題とかいろいろありますので、全部が同じような形でスムーズにできることが難しい可能性もございます。ですから、早くて11月の終わりぐらいまでにはある程度の人に支給ができるだろうと。ただ、最終的にはやはり我々も何があるか分からないので、今のところは12月の中旬までには皆さん方に支給していきたいと。これはあくまでも確認書が戻ってきた方へですので、それ以外の方は支給できないということになります。そこは、あとは追跡調査をやりますので。

○村岡委員長

では、最短で全てがスムーズにいった場合においてのみ、11月中も可能。ただ、やはり何があるか分からないので、余裕を持てば12月半ばぐらいかなというような執行部の現時点での考えのようです。

○松永憲明委員

最後に、市長の記者会見で、もう既に市報が配られる状況になっているということで、まだ見てはいませんが、刷り上がって配布体制に入っているという状況ですよね。ですから、そうやってきますと早急にこれは広報していかないといけないと思うんですね。もう決まっているやないかというふうに皆さんが思われてしまうわけでありますから、やっぱりこれについては何らかの手を打たなくてはならないと思います。だから、これは市長が記者会見で言うのかですね、何かやっぱりそれ相当の対応を早急に取りたくないんじゃないかなと思うんですけども、これについてはどうですか、最終的に。

○大城保健福祉部長

松永憲明委員が言われるとおりであります。29日が閉会ですね。それ以降ということで、なるべく早い時期に、そういった市長が発言するような機会を捉えて言わなければいけないかなと思っています。以上です。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

○山下委員

事業名の関係で、国の交付金事業との関係ではどういうふうになるのか。変更した場合にどういう影響があるのかどうか。コロナ交付金の活用で、必ずしもクーポンでなければならぬのではないと思うんですが、例えば事業計画などを国に出しているのかとか、出した後だったら変更が必要になるんだろうとか心配の声もあつたんですが、その辺で、まだそれは議決して以降のことなのかどうかという辺りをちょっと。

○大城保健福祉部長

これは私が言うのもあれなんですけれども、財政課のほうで取りまとめはされて、地方創生臨時交付金の中でそういう申請がされると思います。ただ、事業のメニューとして、このクーポン券が現金支給に変わったので、この交付金の支給が受けられないとか、そういったことはありませんので、そこは大丈夫だと思っております。

○山下委員

支給方法までは特に、大丈夫だということで。だから、名称に関して、これが単なる支援事業とかなっていれば、どちらでもよかったんだと思うんですが、名称変更とかそういうことも特に、大丈夫ということによろしいですかね。

○大城保健福祉部長

名称変更というのは、今、クーポン券になっているのを現金支給というような形にした場合ということですよ。これは要するに制度自体が、今、国のほうで交付金の制度を

持っておりますので、それに合致すれば問題ないということになります。

○松永憲明委員

そうすると、この事業名称についても変更するということで確認していいですか。

○大城保健福祉部長

クーポン券支給事業ではおかしいので、そこは変更します。

○松永憲明委員

それで問題ないのか。

○村岡委員長

影響はないか。

○大城保健福祉部長

影響は、確かに先ほど言いましたように、広報でお知らせしているということで、そういったところの周知の部分では、やはり問題というか、いろんな市民からの声はあるかとは思っております。制度的には大丈夫なんですけれども、予算上とか、そういった手続、今回、市の執行部のほうで予算を、節の部分ですね、ある程度流用していかなければいけないということになりますけれども、その部分については、必要な経費を我々も最小限で見積もって、きちんとその節の部分の予算の整理をしたいというふうに考えております。

○福井委員

今、部長がおっしゃったことからすると、この議案書の中の19ページの分の、いわゆる高齢者・障がい者クーポン支給事業、高齢福祉課の分は、この文言のままということになるわけですか。そのところはどうなんですか。

○大城保健福祉部長

この19ページの高齢者・障がい者クーポン支給事業ですね、ここは名称を変えなければいけません。

○山下委員

だから、変更するということを前提に、この議案、つまり、今この名称の議案になっているじゃないですか。だから、これは変更するんですということを前提の上に、我々はそうだとすることで対応することになるということですよ。だから、結局そのところは、今そういう意思表示がされたにせよ、議会は議会としてまたいろいろと考えるかもしれませんが、これは変更するんですという前提だと思ってよろしいということで、確認。

○大城保健福祉部長

それは言われたとおりで、もちろんですね。

○松永憲明委員

今の件で、委員会ではそうなんですけれども、議会全体の中にはどういうふうな手続でされるんですか。全体会議の中で、やっぱりきちっと再提案しないといけないんじゃない

ですか。そこら辺はどうなんですか、手続上の問題として。

○大城保健福祉部長

これは最終的にどういった形で結論をですね、この委員会で、この現金支給に対して出されるかということで我々是对応していきます。その中で、先ほど説明しました事項別明細、こちらの節、それから目ですね、これを変更する場合は、これはあくまで議会の議決の範疇にはないので、事項別明細の変更をする場合は執行部の権限の範疇になるということで、我々としては、議員からの現金支給という要望を受けて、これに変えますと。ただ、事項別明細の権限を変えることは我々執行部の範疇ですので、それを、もちろん信義則というか、約束を守ってやっていくというようなことになります。

○福井委員

つまり、今議会の現段階の中でいうと、要するに、今の節と目の部分については、現段階でこのままでということになるわけですよ。実際、執行の段階においては、それは名称変更ということになるんですよという、こういう理解でいいわけですか。

○村岡委員長

今、福井委員言われたような対応になります。

○重田委員

今、松永憲明委員が聞かれているのは議会運営上のことけんですよ、それば執行部に聞かれてでん、なかなか執行部は分からんと思うけん、議会事務局から答弁していただいたほうが分かりやすかとやなか。全体の流れはどがんなるかというのと。

○村岡委員長

これは今後の流れという部分でいいですか。

○倉持議会事務局副局長兼議会総務課長

じゃ、事務局のほうからですけれども、まずもって、この議案に対して議会がどう判断されるかというところが1つ。今、執行部のほうに、委員会全体的な意見に近い形で現金支給ということを求められて、執行部はそれに従って、やりますというような答弁が返ってきています。議会としてはこれを採決しまして可決した場合、これの答弁はこの公開された委員会の中で答弁されていますので、当然に答弁されたとおりにされるというのが筋なんですけれども、議会として何かアクションを起こされるということであれば、委員長報告の中にそういうことを盛り込むのがまず1つあります。

それともう一つ、それでちょっと事足りないということであれば、附帯決議を出すという方法があります。最終的にはこの議案の採決は本会議でなされることになりますので、仮にその附帯決議をこの委員会でもし出されるようであれば、本会議のほうにも附帯決議を提出していただいて、本会議で議決することによって議会全体の意思とするという手法はございます。選択肢としてはそういうような形があります。

○村岡委員長

整理しますと、まずは賛否を委員会のほうで諮り、それに対して委員長報告をする。もう一つ、附帯決議を付す。この部分において議会の意思を示すということで、まず委員会、その後の本会議において、再度それぞれ採決を行う形になりますので、実際の執行権の範囲での目、節の中身の変更は、あくまで執行部側の内部処理の問題になってきますので、議会の意思をきちっと示すという部分では、先ほど事務局から説明があったような方法をもってすることで、内容としてはそうなんですけれども、それをきちんと表に出すという効果があるのかなというふうに考えます。御理解いただけますか。以上、まとめて言うと。

○松永憲明委員

会派の会議の中で、お金をもらうのを辞退したいと、前回10万円の場合も辞退というのがあったと思うんですけれども、辞退したいという場合は、届けはできるのかどうかということなので、要らないという人が辞退するということに対して、どういう形ができるのか。あるいは、それはやりっ放しだからできないというのか、そこら辺についてはどうなんでしょうか。

○大城保健福祉部長

10万円のときも辞退された方がやっぱり何十人がいたと思います。そのときは、こちらのほうから対象者に確認書を送るんですけれども、辞退という欄にチェックを入れていただいたんですよね。その方には10万円は振り込まないということになります。ただ、今回はそこはまだ、確認書の分ですね、本人に確認する分の様式とか、まだ何も決めておりません。その辞退の欄を設けるのかどうか、返ってこない分については辞退とみなすのか、そういったことはどちらにするかまだ決めておりませんが、基本的には皆さんに行き届くようにしたいというふうに思っていますので、戻ってきていない分についてはある程度の確認をしていくと。ただ、辞退する部分についてはチェックを設けるかどうかは、今のところ決めていません。

○松永憲明委員

私は、辞退というのは基本的に要らないと思うんですよね。全員に支給するという方向ですから、それは必要ないだろうと思うんですけれども、前回そういうのがあったもんで、今回もそういう手続をするのかどうかという確認なんですけどね。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方がいらっしゃれば、挙手をお願いいたします。

○山下委員

質疑ではなく意見ですが、今回、最初クーポンということでもずっと言われていましたけど、議会側からの絶対現金でやるべきだというかなり強いやり取りの中で方向転換を図られたこと自体はよかったなと思います。議会と執行部との関係からいってもですね、よりよい方向をこちらも求めながらやってきたことだったのでですね。

やっぱり、いろんな新しいことをやるときに、事前にきちんとリサーチしてくださいと

いうことは、あらゆることで言っているにもかかわらず、今回もそこら辺が不十分だったということがすごく感じられるので、今後、本当に何かやるときは、もうちょっと大所高所から見ながら、きちっとリサーチしながらやってもらいたいなということを、すみません、あえて評価とともに意見として申し上げたいと思います。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、執行部からの説明は以上ということになりますので。

では、執行部の皆さん、ありがとうございます。退室していただいて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。先ほどの説明を求めた分についての説明がありました。これから採決のほうに移りたいと思いますが、採決の前に休憩は必要でしょうか。

(発言する者あり)

必要ですね。お時間はどれくらい必要でしょうか。

(発言する者あり)

切りよく2時再開ということで、めどにしたいと思います。よろしいですか。

(発言する者あり)

では、2時に再開いたします。再開後は採決というような流れになりますので、よろしくお願いいたします。

◎午後1時26分～午後1時59分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

まず、今後の採決の順序について説明いたします。採決の順序につきましては、まず、決算議案の認定について採決を行います。次に、決算議案に関する附帯決議案について採決を行います。次に、決算以外の議案についての採決を行います。以上の流れで行いますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、付託されました決算議案の認定について採決を行います。

お伺いいたします。当委員会に付託された決算議案について反対意見はございませんか。

○山下委員

54号の一般会計歳入歳出決算議案と、55号の国保特別会計歳入歳出決算、それから、57号の後期高齢者医療保険特別会計決算についての認定に反対を表明します。

○村岡委員長

それでは、意見は後ほど伺いたします。

それでは、ほかに決算議案に対する反対の御意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、山下委員から、第54号、55号並びに57号について反対の意見があるということでございますので、山下委員のほうから反対についての御意見を伺いたいと思います。

○山下委員

54号に関しては、令和2年度に引き続いて、全体としてどれも黒字決算に、コロナの関係で事業ができなかったとかいうことでの黒字決算になってはいるのですが、その中で、どれだけ市民に対して必要な手だてができていたかということを見た場合に、例えば子育て支援に関して、保育所や放課後児童クラブの待機児解消に向けた取組や拡充という点で、保育士の処遇改善というのは年度途中で少し改善された部分はもちろんあったわけですが、まだそういった園待機児童に対する対応が十分だとは言えないということと、放課後児童クラブに関しては、条例上、4年生以上も受入れの対象になっているにもかかわらず、そこが待機児の数字の中からも外されてしまっていて、どうしても場所や人の配置で遅れてしまうということを理由に、ずっとなかなか解決できないままになっているという点で、ここはやはりもっと思い切った対応策が必要だったのではないかとということ。

それから、障がい者の地域支援事業の中で、日中一時支援ですとか、それから、移動支援事業ですとか、そういうところが本当に実情に合った対応にはなっていないのではないかとということを経験の中で改めて感じました。

それから、学校給食の選択制弁当方式についても、これは完全給食、全体の給食にすべきだということをこれまでも指摘してまいりました。そういう辺りで認定に反対ということです。

国保については、今回また令和2年度に続いて31億1,152万円の黒字ということで、相当黒字が広がっているし、基金も1億5,000万円だったのが2億円になっているという中で、法定の減免以外の被保険者への負担軽減策がやはりまだまだ低いということで、独自の軽減策というのはもっと必要なのではないかとということを経験してまいりましたが、なお黒字が増えている中で、この対応が必要だったのではないかとということですね。

それから、高齢者、後期高齢に関しては、年齢で区切ってやっているというこの制度そのものに対して、やはり今から負担がさらに増えていくことは予定されていることもあって、やっぱりこれは制度として問題だということを経験してまいりましたので、その点が同じ立場ということで反対です。

○村岡委員長

それでは、採決に当たりまして、意見が分かれている第54号、第55号、第57号議案については、それぞれ挙手採決を行います。

次に、第56号、第62号議案について、一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、そのように順次採決を行います。

それでは、意見が分かれました第54号、第55号、第57号議案について、それぞれ挙手により採決を行います。

なお、挙手されない場合は反対として取り扱います。

お諮りいたします。第54号議案について、認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第54号議案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、第55号議案について、認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第55号議案は認定すべきものと決定しました。

最後に、第57号議案について、認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第57号議案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、第56号、第62号議案につきましては、一括して採決いたします。

お諮りいたします。第56号、第62号議案について、それぞれ認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は認定すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された決算議案の採決を終了いたします。

続きまして、ただいま認定すべきものと決定いたしました決算議案に対し、お手元の別紙1の内容で附帯決議について協議してまいりましたが、この案について——9月26日の決算の附帯決議案ですね——この案について、これまで協議を行ってまいりました。これまでの委員間協議の経過から、採決につきましては挙手採決で行いたいというふうに思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、挙手採決いたします。挙手されない場合は反対として取り扱います。

お諮りいたします。決算議案に対し、添付資料のとおり、附帯決議を付すことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

賛成少数と認めます。よって、決算議案に対する附帯決議は付さないものと決定いたし

ました。

では、先ほど決定いたしました決算議案審査に関する本会議での委員長の口頭報告についてですが、いかがいたしましょうか。御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。

○松永憲明委員

委員長報告については、ぜひお願いしたいと思います。あらかじめ書いてある内容があると思いますので、それに沿って、委員長報告をぜひお願いしたいと思います。

○村岡委員長

今御提案がありましたとおり、委員長報告については、ぜひさせていただきたいと思っております。

また、附帯決議にまでは至りませんでしたけれども、放課後児童クラブの運営のことにつきましては、一部、先ほど山下委員のほうから、反対意見ということで御意見もありましたけれども、これについて報告することは意味があることだというふうに考えておりますので、この点については報告させていただきたいと思っています。

あと、皆さんのほうから、放課後児童クラブ以外にこの点はというような御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

(発言する者あり)

では、内容につきましては、正副委員長一任ということでお任せいただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、次に決算以外の議案について採決を行います。

まず、お伺いいたします。当委員会に付託された決算以外の議案について反対意見はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

反対意見はないようでございますので、一括して簡易採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、一括して簡易採決を行います。

お諮りいたします。当委員会に付託された第63号から第65号議案、第80号及び第81号議案について、可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、以上の諸議案は可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の採決を終了いたします。

○松永憲明委員

補正予算についてですけれども、先ほどまでクーポン支給の問題についていろいろ議論して、執行部とのやり取りもしながら、委員会としては現金支給でお願いしておるとい

ことで執行部も了承いただいたわけですが、これについて附帯決議をぜひお願いしたいと思います。それで協議していただけないでしょうか。

○村岡委員長

ただいま松永憲明委員より、第63号議案の議案に対し附帯決議を付してほしいという御意見が出されました。この点について、ほかの委員の皆様、何か御意見があればお伺いしたいというふうに思います。

○松永憲明委員

それで、まず最初に、この名称を変更するというものでありますので、クーポン支給事業——ちょっと長たらしい言葉だったと思いますけれども、クーポン支給事業を現金支給事業に変更して実施すること、何々することというようにお願いしたいなと思うんです。

2つ目には、現金支給の方法を早急に検討すること。

それから、3つ目が市民への事業内容の変更の周知、これを早急に実施すること。マスコミ報道、それから、市報でも既に周知されてしまっているという形ですが、早くこれを打ち消さないですね、訂正していかなくちゃいけないと思いますので、市民への事業内容の変更についての周知を早急に行いなさいと。

それから、4つ目には、議会の承認を得て予算を執行すること。つまり、委員会のほうに研究会案件で出すということだったと思うので、その議会というのがどういう表現がいいのか、ちょっと変更があるかも分かりませんが、とにかく何らかの形で、この委員会には最低限でも報告しながら、承認を得て執行するということが必要ではないかと思えます。

○村岡委員長

では、確認させていただきます。

まず、事業内容がクーポン券から現金に変わったということで、まず、現金支給を行うと、必然的に名称はその時点で変更になっていくかなと思いますけれども、しっかり現金支給という部分を求めるという部分、それと、現金支給であれば、その方法について早急に、いわゆる制度設計ですね、これをすることと、次に、既に周知されている部分については、支給方法が変更になったというような部分をしっかり周知広報する必要があるので、早急なその分についての対応を求めることと、議会の承認というような言葉でしたが、基本的に議会にしっかり適宜報告しながら事業に取り組むことというような内容であったかなというふうに思います。あと、ほかに御意見をお伺いしたいと思います。

○福井委員

おおむねそれでいいと思っておりますが、4番目の部分で、議会の承認というよりも、これは執行部としても、それで現金給付となっておりますので、要は執行に当たっては適宜議会への報告をするということをきちんと明記してもらったらいいいのではないかと思います。そういうふうに提案したいと思います。

○村岡委員長

これは議論の論点も、以上出されてあったような4点が主だったかなというふうには思います。

○山下委員

決算の附帯決議のときには、理由と背景とかいって別で述べたりしますが、この場合はそうしないのであれば——するんですかね。いや、本当は、一目見て、一つのシートを見て、何でそうなったかというのはやっぱり述べるべきではないかと思うんですよね。クーポンで提案されていたけれども、高齢者、障がい者の方たちにとって、きちんと利用されるようにするには現金のほうがふさわしいと委員会としては判断したというところをきちっと私は入れたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。なぜクーポンじゃ駄目だったのかというところが決議の中にも述べられるべきではないかなと。

あと、リサーチのことも結構言われていたし、この間ずっといろんなことをするとき、リサーチ不足ということが他からも指摘されていたと思いますので、こうした新しい取組のときにはきちんとリサーチ、関係者の意見聴取とか、そういうことを十分に行いながら進めることとかいうことが入ったほうがいいのではないかなと思いますけど。今回も、クーポンを支給しますけどどうですかという聞き方をすれば、クーポンありがとうという話でしたということで、そもそもクーポンしか考えていなかったからではあるんですが、やっぱりそういうことをするとき、どっちがいいのか、どうしたらいいのかということをもうちょっと慎重に検討しながらやってほしいなということ、これは出てきた意見だったと思うので、そこは盛り込んだらどうかなと思いますけど。

○村岡委員長

事務局、まずこれは、理由、背景は通常、こういう場合の附帯決議でもつけていますか。——事務局のほうから何か補足がございますでしょうか。

○倉持議会事務局副局長兼議会総務課長

理由、背景という形でつけないのであれば、本文の中に幾らかそういった部分を入れるということは可能かと思います。

○村岡委員長

では、求める決議としての項目の前段としての経緯、背景という部分が、決議文の1枚の中に収まっているというイメージでよろしいですか。

○倉持議会事務局副局長兼議会総務課長

作り方なんですけれども、その要因みたいなところですね、どうして現金支給を求めるのかと。例えば、高齢者にとってその利便性があるとか、そういった感じで文言を少し加えてはいかがかなというふうに思っていますが。

○村岡委員長

では、先ほどのような内容も盛り込んだ形のものというようなことでよろしいでしょう

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

あと、ほかに皆さんのほうから盛り込むべき内容等々。

○西岡真一副委員長

先ほど山下委員から、事前のリサーチ不足、リサーチが足りていなかったと、そのことを何らかの形で盛り込むべきでなかったかという御意見がありました。執行部の大城さんたちの答弁を聞いておりますと、まずやっぱり現金支給も彼らは検討していました。現金支給する方法も、リサーチは一応かけた上で、最終的にはクーポンというのを選択したということがありましたから、必ずしも事前のリサーチが全く不足していたとか、そういう認識には私は立っておりません。一応これも少数意見ですけれども、申し述べさせていただきます。

○山下委員

そのやり取りに関しては、聞きましたかという福井委員の質問に対して、それから、お昼休みにもこうやって聞きましたよというのを午後から言ったときについても、クーポンを支給しますけどどうですかという聞き方をしたけれども、現金と比べてどうかという聞き方はしていませんという答えだったと思います。だから、現金についてリサーチはしていない。もちろん検討はしていますよね、クーポンか現金かと。だけど、クーポンという頭がずっとあったので、リサーチする上で、そこはどう捉えるかだと思いますけれども……

○村岡委員長

すみません、私の捉え方でいいですか。リサーチの部分については、山下委員は支給を受けられる側の人数把握という部分でのリサーチで、副委員長が言われているリサーチというのは、現金支給をするに当たっての可不可というか、そういった部分のリサーチなので、という部分でのリサーチの表現なので、ちょっと論点が違う、同じリサーチという言葉ですけれども、対象がちょっと違うから、そこはちょっとかみ合わないなというところでは。

○重田委員

山下委員の意見なんですけど、私もリサーチは必要ないんじゃないかなと思います。

○西岡真一副委員長

支給を受けられる方々にリサーチすれば、恐らくほぼ100%現金を下さいと言われると思います。私でも聞かれれば、クーポンか現金かと言われれば現金ですから、そのリサーチではなくて、先ほどありましたように、支給の方法とかですね。これも少数意見としてこの間申し上げましたけれども、現金とクーポンとで事業の効果、使われ方、使われるかどうかということ、使われる時期は明らかに違ってくると私は思っておりますけれども、その効果自体にそれほど大きな優劣を見いだすことはできなかったというのが、私のこの

委員会を通じての所感です。以上でございます。

○福井委員

といったようなことからすると、先ほども委員長が言われたように、項目だけの附帯意見じゃなくて、前文にちょっと——中であって、そこでリサーチはちょっと入ってもいいと思うけれども、項目としては、今言われたものを含めて4項目ぐらいにすれば一番適切じゃないかなと思いますけど、そういうまとめ方をお願いできればと思いました。

○松永憲明委員

福井委員言われるように、理由、背景の中にそのリサーチのこともちょっと触れるという程度でいいんじゃないかなと思いますが。

○山下委員

だから、流れのところを、なぜそういう決議に至ったかをきちっと踏まえてもらえば、私もそれはそれでいいんですが、要するに、そういうところが決定的に不足していたのは間違いないわけで、だからこういうことになったということですね、ちゃんとどっちも聞いていた上で、自信を持ってクーポンだと言われているのとやっぱり今回違っていたからクーポンから現金になったということでもあると思いますので、流れのところをしっかりと書いていただければいいと思います。

○村岡委員長

それでは、まず、皆さんからいただいた意見を基に、正副委員長のほうで協議させていただいて、素案の決議文を出させていただきたいと思います。いわゆる作文になりますので、ちょっとお時間をいただきたいというふうに思います。時間を区切るとちょっと難しいので、でき次第……

(発言する者あり)

3時で再開できるように取り組みますが、無理な場合は事務局より順次、各部屋に連絡させていただきますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

では一旦、休憩を取らせていただきます。

◎午後2時28分～午後3時19分 休憩

○村岡委員長

では、福祉教育委員会を再開いたします。

では、事務局より附帯決議案のほうを配付させていただきますので、御確認くださいませう、よろしく願い申し上げます。

◎追加資料配付

○村岡委員長

では、御覧いただいている内容について、大まかな構成等で確認させていただきたいと思います。

通常、附帯決議の文で枕の部分、「以下の意見を」ということで書き出しをしまして、

事業名を掲示しまして、この事業に対する委員会の中で出てきた意見、改善するべき点と、こういうようなことで出しております。

以上のことを踏まえ、先ほどリサーチのお話もありましたけれども、事前の調査、検討が十分ではなかったのではないかとというようなところで表現させていただいております。

あと4項目につきましては、基本、松永憲明委員のほうから御指摘いただいたような内容、事業名の変更でありますとか広報の方法、最後4点目につきましては、福井委員からも御意見を出していただきましたとおり、適宜報告というような感じでまとめさせていただいている内容となっております。

早急に作りしましたので、若干「てにをは」とか、気になる点があるかもしれませんが、お気づきの点があれば、まず御意見をお伺いしたいというふうに思います。

○重田委員

2番の、現金支給の方法について早急に検討を行うこと。基本的に、部長の答弁では振込という答弁でしたよね。これは必要ですかね。もう現金であることを言ったら、あと方法について、進捗状況等について適宜議会に報告するという部分でいいんじゃないかなと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○村岡委員長

今、重田委員のほうから、2項目に挙げている現金支給の方法については、答弁の中で口座振込の方法、確認書を送付するでありますとか、結構具体的な形で検討をなされて、それに向けての進捗を確認していくというような形での答弁ではなかったかと。この分については必要ではないのではないかなという御意見でございます。

まずは、それに限らず御意見を出していただければと思います。

○山下委員

1番のところ、クーポン券には利用期限がありというふうに書いてあるんですが、利用期限はもちろんなんですが、利用期限はいろいろ出てきた中の一つだと思うんですが、最もあれなのは、使い勝手が悪いという部分だったと思うんですよね、この場合。だから、もちろん後のほうに、現金を支給するほうが利便性は高いとは書いてあるんですが、これはイメージとして、要するにクーポンしか使えなかったら、そもそもの目的が、高齢福祉年金が引き下げられる。光熱水費が上がるなどの影響を受ける人たちに対する生活の支援だという目的に照らしたときに、クーポン券の場合、期限とか使い方に対して制限があって、現金のほうは利便性が高いんだということじゃないかなと。だから、やれ借金返済に使うとか、何とかかんとかという理由がつけられてしまうよりも、どういうふうにしても、いつまでもいいように使えるという意味での現金だというのが、もともと議論が深かったところだったと思うので、期限だけを書くとちょっと違うかなと、もう少し使い勝手の部分を表現できないかなと思うんですが。

○村岡委員長

では、クーポン券には利用期限や使途に制限があり……

(発言する者あり)

用途に制限、制約……

(発言する者あり)

その分と、おっしゃっていたのは借金返済だとかというけんが、用途の制約。ただ、やっぱり期間と用途の制約という部分がすっきり、2つは付しておいたほうが良いということですね。期限だけではなくてね。使い道ですよ。

○山下委員

実際、例えば1,000円あって、1,000円の5枚と書いてあったけど、800円とか600円しか要らない人が、当然お釣りはもらえないから、1,000円以上使わなくちゃいけなくなるとかいうことをね、そういう余裕がないと思われる人たちにまで強いていいのかということでもあるわけなので、何かその辺が、そもそもの目的とこのやり方との関係でちょっとそこがあるんじゃないかというところだと思うんですけど、一般的な経済浮揚のためのクーポン券を否定しているわけではないので、そこのところをきちっと整理したほうが良いかなとは思いますが。

○村岡委員長

では、この枕の部分に、本来の目的が高齢者、また、障がい者への福祉の目的、生活支援であるにもかかわらずという……

(発言する者あり)

そうですね。利用に制約があり。

(発言する者あり)

今、御意見としては、利便性は高いというよりは、支給するほうがふさわしい。

(発言する者あり)

今整理した部分を、事務局、大丈夫ですか。

○議会事務局職員

すみません、事務局がマイクを使用しますが、先ほどの1番の黒ポツ1個目の御意見いただいた内容をまとめた内容として、この事業の目的が、65歳以上の高齢者及び65歳未満の障がい者の生活支援であるにもかかわらず、クーポン券には利用期間及び用途に制約があり、支給対象者にとっては現金を支給するほうがふさわしい。

もう一度申し上げますね。この事業の目的が、65歳以上の高齢者及び65歳未満の障がい者の生活支援であるにもかかわらず、クーポン券には利用期間及び用途に制約があり、支給対象者にとっては現金を支給するほうがふさわしい。

○村岡委員長

それでは、以上の点を——当然、修正した分は必要であります、今、共通認識として、今の内容で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

あと、重田委員から御指摘がありました(2)の早急に検討を行うことというような部分については、重複というか、既に答弁が出ているものではないかという御指摘もありますので、これを外す、基本的にはその確認書の送付とかという手続は口座振替が想定として内容ではありますので、この点については附帯決議では求めなくてもいいのではというような御意見であります、この点よろしいですか。

(発言する者あり)

当然、その後の最終的な決定の報告は……

(発言する者あり)

では、2番は取る方向の御意見が多いかなというふうに思っております。

現金支給で考えられるのは、基本的に現金書留で送るか口座振替かというようなところの第1弾の検討は既にされてありまして、現金書留で行う方向についての事務量の大きさとか、実際配達も厳しいということで、念頭に置かれている12月中に配達が終わるとするのは現実的には厳しいという、配達の状態を見てもあったので、現金書留はという話でしたので、あと、現金支給ができる方法は、基本的に口座振替しかないのかなと。

(発言する者あり)

そうですね。その点については。

では、2番は削除するという方向で、本来であれば、この修正したものを改めてという部分ではありますが、もし委員の皆さんでさっきの内容が共通認識として取れているのであれば、この分をもって採決まで行っていいでしょうか。それとも、きちっと紙が欲しいでしょうか。

○重田委員

あるにこしたことはなかばってん。また、修正する時間は必要。

(発言する者あり)

○村岡委員長

すみません、これはこの後の採決として準備していたものですので、まだこれは配布一では、きちっと文章として、またちょっと作成で時間はかかりますが、どうですか、休憩は休憩ですけれども、この場で出来上がりを待つ。

(発言する者あり)

じゃ、文書を待ちますね。じゃ、事務局、すみませんが、今修正が入った分を再度清書という形でよろしいですか。

(発言する者あり)

様式が違う。裏を見ていただければ。今回修正させていただいた内容で、この形式になるということです。

◎追加資料配付

○村岡委員長

まず、では、今修正していただいたものを事務局から配っていただきましたので、私のほうで読み上げたいと思います。文章のほうからです。

本議案の審査の結果、予算執行等に当たって、次の意見等を付すので、対応されるよう求める。

1、高齢者・障がい者支援クーポン券支給事業。

この事業に関する審査において、以下の点で問題があると認められた。

この事業の目的が、65歳以上の高齢者と65歳未満の障がい者の生活支援であるにもかかわらず、クーポン券には利用期間及び用途に制約があり、支給対象者にとっては現金を支給するほうがふさわしい。事業が地域経済対策を兼ねていることは理解できるが、支給対象者が必要とする店舗が参加するかが不透明である。

以上のことなどから、事業の制度設計について、事前の調査、検討が十分ではないと考えられるため、事業の実施に当たり、以下の事項について対応を求める。

1、支給対象である高齢者及び障がい者にとって、より利便性が高く、公平で確実な支援とする観点から、現金支給とし、事業名を変更すること。

2、事業内容の変更について早急に市民へ広報を行い、周知を図ること。

3、事業の進捗状況について、適宜、議会へ報告を行うこと。

以上、決議する。

○重田委員

「以下の点で問題があると認められた」ということで、一番最後、「ふさわしい」になっとなつて、問題点があるということであるなら、元の文章がよかかなど。現金を支給するほうが利便性が高い。問題点があるよね。どがんな、その表現の仕方。そういう問題点があって現金、ふさわしいというとはおかしかなどですよね。どうですかね、その辺。そいけん、そういう問題点がある、利便性がこっちのほうが高い、そいけんが下のあれですよね、現金支給としなければならない、してくださいということですよ。これでよかと思うなら、私もあんまり国語は得意やなかばってんが、その辺どうでしょうか。

○福井委員

言われると、全くそのとおりでなと思いました。つまり、この事業に関する審査において、以下の点で問題があるということになれば、ここでどっちかがふさわしいという表現は、ちょっとまずいかなど。結論が出てしまっている。だから、そうなると、クーポン券の利用期間及び用途の制約があり、支給対象者にとっては利用しにくいというような感じの結論にしとったほうがいいかなどという感じですね。つまり問題点があるのは、大きくは2つだということ、利用しにくいのと、必要とする店舗が参加するかが不透明であると、この大きな2点ということになってくるので、ある面では、だから否定的な要素の文章にしていたほうがいだろうと思いました。

○村岡委員長

あくまで問題点の列記ということであれば、ポツ2つは否定的な表現でとどめて、あくまで問題点がこれだというような示し方がいいということですね。

○山下委員

それだったら、ずっと言われていたのは、支給対象者によっては使われない可能性もあるとかいうのを言っていた、いや、問題点を言うならばですね。利用期間及び用途に制約があり、支給対象者によっては活用されない可能性もある。

○村岡委員長

活用されない可能性がある、そこは言い切っていないんじゃないでしょうかね。可能性があるというのは執行部も認めている発言ではありましたね。

(発言する者あり)

「によっては」ですね。

じゃ、先ほどの部分ですね。「制約があり、支給対象者によっては利用されない可能性がある」、この内容でよければこれで採決に進んでいいですか。またさすがに——いいですか。

(発言する者あり)

よろしいですか。

再度確認で読みます。ポツの点だけ読みます。この事業の目的が、65歳以上の高齢者と65歳未満の障がい者の生活支援であるにもかかわらず、クーポン券には利用期間及び用途に制約があり、支給対象者によっては利用されない可能性がある。

これでいいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ほかに修正もないようでございますので、これより附帯決議案について挙手により採決したいと思います。

なお、挙手されない場合は反対として取り扱います。

お諮りいたします。第63号議案に対し、お手元に配付の附帯決議を付することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、第63号議案に対し、お手元に配付の附帯決議を付することに決定しました。

では、事務局、資料を配付してください。

◎追加資料配付

○村岡委員長

文言については先ほど修正された内容ということで御理解いただきたいというふうに思います。

では、ただいま決定いたしました附帯決議につきましては、お手元の別紙2のとおり、

当委員会提出の附帯決議案として、佐賀市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員長名をもって本会議に提出したいと思っておりますので、このことについて採決いたします。採決につきましては、簡易採決で行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしということですので、簡易採決を行います。

お諮りいたします。当委員会として、別紙2のとおり、附帯決議案を本会議に提出することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、当委員会として、別紙2のとおり、附帯決議案を本会議に提出することに決定いたしました。

次に、決算以外の議案審査に関する本会議での委員長報告についてはいかがいたしましょうか。

(発言する者あり)

内容についても正副委員長一任ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように取り扱います。

最後に、委員会の会議録が公開されることに伴いまして、委員会における字句、数字その他の整理についてお諮りいたします。本委員会の会議録につきまして、字句、数字その他の整理については、委員長に委任されたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、委員長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、福祉教育委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

令和 年 月 日

福祉教育委員長 村 岡 卓